

**平成 28 年度練馬区災害医療運営連絡会 第一回専門部会会議概要**

- 1 日時 平成 28 年 6 月 16 日（木）午後 7 時 00 分～8 時 45 分
- 2 会場 練馬区役所本庁舎 7 階 防災センター
- 3 出席 築根吉彦委員 （練馬区医師会）  
齋藤文洋委員 （練馬区医師会）  
上原正美委員 （練馬区歯科医師会）  
伊澤慶彦委員 （練馬区薬剤師会）  
江原秀夫委員 （東京都柔道整復師会練馬支部）  
杉田学委員 （順天堂練馬病院）  
島完委員 （練馬光が丘病院）  
山本英夫委員 （練馬消防署警防課）  
金子明委員 （石神井消防署警防課）  
清水輝一部会長 （地域医療課）  
宇都宮信一副会長（防災計画課）  
枚田朋久委員 （医療環境整備課）  
松本麻子委員 （石神井保健相談所）

**4 案件**

- (1) 平成 27 年度練馬区災害医療運営連絡会第四回専門部会会議概要
- (2) 平成 27 年度練馬区災害医療運営連絡会会議概要
- (3) 平成 28 年度専門部会の検討事項および検討スケジュールについて
- (4) 「（仮称）災害時における練馬区柔道整復師班活動マニュアル」の策定について
- (5) 災害時医療救護活動ガイドラインを踏まえた区施策の検討について
- (6) 医療救護所医療従事スタッフ登録制度について
- (7) 平成 28 年度医療救護所訓練の実施について
- (8) その他

**5 配布資料**

- (1) 資料 1 平成 27 年度練馬区災害医療運営連絡会第四回専門部会会議概要
- (2) 資料 2 平成 27 年度練馬区災害医療運営連絡会会議概要
- (3) 資料 3 平成 28 年度専門部会の検討事項および検討スケジュールについて
- (4) 資料 4 「（仮称）災害時における練馬区柔道整復師班活動マニュアル」の策定について
- (5) 資料 5 災害時医療救護活動ガイドラインを踏まえた区施策の検討について
- (6) 資料 6 医療救護所医療従事スタッフ登録制度について
- (7) 資料 7 平成 28 年度医療救護所訓練の実施について

## 6 会議の概要

- (1) 平成 27 年度練馬区災害医療運営連絡会第四回専門部会会議概要について  
質問意見等、特になし。
- (2) 平成 27 年度練馬区災害医療運営連絡会会議概要  
質問意見等、特になし。
- (3) 平成 28 年度専門部会の検討事項および検討スケジュールについて  
質問意見等、特になし。
- (4) 「(仮称)災害時における練馬区柔道整復師班活動マニュアル」の策定について
- 【委員】 位置づけとして、医療救護活動ガイドラインの下に柔道整復師班マニュアルがあると考えてよいのか。
- 【事務局】 都のガイドラインは、これを踏まえ区の計画を検討するものであって、柔道整復師班マニュアルは区の計画に基づいて策定されるものである。
- 【委員】 このマニュアルは医療救護所内での活動マニュアルなのか、それ以外の場所での活動も含んだマニュアルなのか。
- 【事務局】 医療救護所の活動に関するものを想定している。
- 【委員】 本来ガイドラインに記載されるべきもの。あえて個別にマニュアル化する必要があるのか。作るべきは具体的な行動を記したアクションプランのようなものではないか。マニュアルが乱立しているように感じる。
- 【事務局】 マニュアルとは言っても、実際には具体的な行動を記したものを考えている。
- 【委員】 マニュアルを策定しても実際にそのとおり動けるかは不明。マニュアルに基づいて、机上でもよいので訓練を実施するべきと考える。
- 【委員】 昨年の薬剤師班マニュアルは素晴らしいものとする。しかし、マニュアルやガイドライン・アクションプランが乱立するのはよくないので、整理が必要。
- 【事務局】 都のガイドラインはあくまで方針を示したものの。今回でマニュアルは 3 つ目であり、今後医療救護班(医師会)マニュアルを作成する予定であるが、その後に集約したものを作成するかはまた検討したい。その中には、初動期の行動を記したアクションプランのようなものも含めるか。
- 【委員】 都や国の接骨師会にはマニュアルが存在しない。練馬区が参考例になる。
- 【委員】 医療救護班のマニュアルに含ませる形でもよいのでは。

- 【委員】 骨子案には避難拠点での活動も含まれているが、医療救護所での活動マニュアルではないのか。
- 【事務局】 厳密に医療救護所のみという意味ではなく、付随する72時間以降の避難拠点における巡回診療までは記載を予定している。
- 【委員】 このマニュアルは意識の統一を図るためのものとする。過度に細かいマニュアルは、行動を制限してしまう恐れもある。具体的な行動については、これから策定する医師会のマニュアルに含めてしまうのもあり。
- 【委員】 まずは各師会のマニュアルを作成し、最終的には医療救護班等マニュアルとして、四師会の具体的な行動を記したマニュアルを作成するのがよいのでは。
- 【事務局】 そのとおりである。今回はまず意識の統一を目指した形で検討していきたい。

(5) 災害時医療救護活動ガイドラインを踏まえた区施策の検討について

- 【委員】 順天堂練馬病院は満床であるが、順天堂に入院している重症ではない患者を、他の病院へ移し空床を確保するという考えも必要。資料の図には示されていないがその点区はどう考えるか。
- 【事務局】 傷病者のトリアージ緑や黄の方と同様に、まずはEMISを確認し調整、それが難しい場合は区へ連絡し災害医療コーディネーターが調整と考える。
- 【委員】 では、病床を空けるために入院患者の搬送をする場合にも区へ連絡すればよいのか。
- 【事務局】 明確には定まっていない。実際には災害医療コーディネーターが調整するようになるのだろうと考える。
- 【委員】 練馬区は病床が足りていないので、その場合は二次保健医療圏に要請が行くのか。
- 【事務局】 そのとおりであるが、まずはEMISによる調整が第一と考える。
- 【委員】 災害拠点病院から区への報告とあるが、患者の転院等の調整をする中で、余裕がないのでは。院内で報告人員をつけるべきとは思いますが、人手もいないし、区が求める情報がわからない。例えば区の職員に出向してもらうことはできないか。
- 【委員】 区が情報をいくら把握しても意味がないのでは。区は空床の把握程度で、必要があれば問い合わせるでよいと考える。
- 【事務局】 極めて詳細を把握する必要はない。ただ、全体的な傾向はコーディネーターとともに把握しておく必要がある。
- 【委員】 病院が区へ提供すべき情報が不明という点については、連絡役を区から派遣するなど検討が必要である。

- 【事務局】 ご意見を踏まえながら検討していく。
- 【委員】 基本的にはEMISによる報告で十分なのは。
- 【事務局】 そのとおりである。ただし、状況によって区と拠点病院とが断絶してしまった場合にどうするかという点が課題と考えている。今回出た意見を踏まえながら、次回に向け考え方の整理をしていく。

(6) 医療救護所医療従事スタッフ登録制度について

- 【委員】 従事する医療救護所を指定しておくべきか疑問である。敷居が高くなっているのでは。
- 【事務局】 そのように考える。現状は試行的に実施している部分もあるので、今後の登録状況によっては、募集の仕方を再検討する。
- 【委員】 医師会や区にも看護師はいる。そういった方を登録していけば人数は集まる。看護師の勉強会などで周知をしてはどうか。
- 【事務局】 そのように周知をしていく。
- 【委員】 チラシの書き方に強制感がある。制度の利点を前面に出したり、付加価値をつけるのも手である。
- 【事務局】 チラシの内容は今一度検討する。
- 【委員】 チラシの置場に工夫が必要では。病院や学校なども効果的と考える。
- 【事務局】 病院や学校、出張所などを含め置き場は検討する。
- 【委員】 病院のオフシフトの時に働きたい看護師はいると思う。派遣先を固定しないのであれば登録を促せる。最寄りの医療救護所とすべき。
- 【事務局】 ご意見を踏まえ今後の周知を検討していく。

(7) 平成28年度医療救護所訓練の実施について

- 【委員】 病院の訓練を同日に実施してもよいか。
- 【事務局】 構わない。
- 【委員】 谷原中は周辺に災害時医療機関がない。訓練を実施するのであればそれを踏まえた訓練を実施するべきでは。辻内科循環器科クリニックに声掛けをしてもよいと考える。
- 【事務局】 検討する。
- 【委員】 反面、辻クリニックは周辺に医療救護所がない。これを機に災害時の対応について考えてもらいたい
- 【事務局】 これを機に考える。

( 8 ) 災害医療運営連絡会の公開について

【委員】 基本的には賛成であるが、災害時医療は特殊な部分がある。例えばある地域に医療救護所が少ないといった情報が一般の方の耳に入った場合に不安を煽る恐れがある。

【事務局】 一般の方の傍聴はあまりないと考えている。

【委員】 傍聴者から質問はあるのか。

【事務局】 受け付けません。

【委員】 練馬の災害時医療体制は進んでいるが、一方ではまだまだな部分もあるということを知っていただくのはよいのでは。

【事務局】 それでは次回から公開ということで承認でよいか。

【委員】 異議なし。